



# 飲食店・事業者のみなさまへ

事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶、鉄道など

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行され、喫煙ルールが変わりました。

## 多くの人が 利用する施設\*1は **屋内禁煙**です

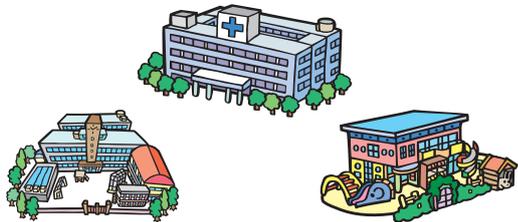
望まない受動喫煙を防止するために、  
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、  
行政機関の庁舎など

#### 原則 敷地内禁煙

例外として、屋外に特定屋外喫煙場所の設置が可能



### 第二種施設

飲食店、事務所、工場、ホテルなど

(第一種施設と喫煙目的室\*2以外)

#### 原則 屋内禁煙

例外として基準を満たした小規模飲食店(既存特定飲食提供施設)は経過措置が認められています。(保健所への届出が必要です)

既存特定飲食提供施設の要件

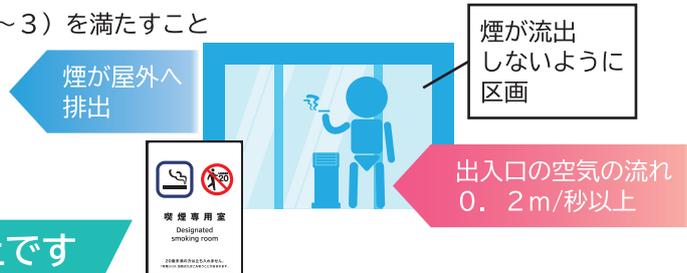
- ① 2020年4月1日時点で営業している
- ② 資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③ 客席面積100㎡以下

経過措置の届出をすれば喫煙可能ですが、標識の掲示が義務づけられており、20歳未満は立ち入り禁止です。

### 屋内での喫煙には、基準を満たした喫煙専用室の設置が必要です

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(次の1~3)を満たすこと

- 1 出入口における室外から室内へ流入する空気の気流(風速)が0.2m/秒以上であること
- 2 壁、天井等によって区画されていること
- 3 たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること



### 喫煙エリアは、20歳未満は立入禁止です

受動喫煙による健康被害が大きな20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせることはできません。(清掃業者、配送業者の方も同様です。)

### 施設に喫煙専用室がある場合は標識の掲示が必要です

施設の出入口および、喫煙専用室の入口には標識の掲示が義務付けられています。

標識の  
印刷用データは  
こちら



\*1 2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。

\*2 喫煙を主目的とするバー・スナック、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所など(たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合することが必要)

# <設置可能な喫煙室>

**新規施設**

**喫煙専用室**



喫煙専用室  
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。

○喫煙が可能  
×飲食などの提供不可  
施設の一部に設置可

**加熱式たばこ専用喫煙室**



加熱式たばこ専用喫煙室  
Designated heated tobacco smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

▲加熱式たばこに限定  
○飲食などの提供可能  
施設の一部に設置可

**バー・スナック等**

**喫煙目的室** ※3 条件あり



喫煙目的室  
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。

○喫煙が可能  
○飲食などの提供可能  
施設の全部、または一部に設置可

**既存特定飲食提供施設**

**喫煙可能室** ※3 条件あり



喫煙可能室  
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。

○喫煙が可能  
○飲食などの提供可能  
施設の全部、または一部に設置可

◆ この標識を、施設の出入口・喫煙室の入口に必ず掲示してください。

※3 条件は厚生労働省ホームページをご参照ください。

煙が見えないから  
臭わないから  
有害物質が少ないから

## 加熱式たばこだから大丈夫と思っていないませんか？

換気扇の下でも  
受動喫煙になります

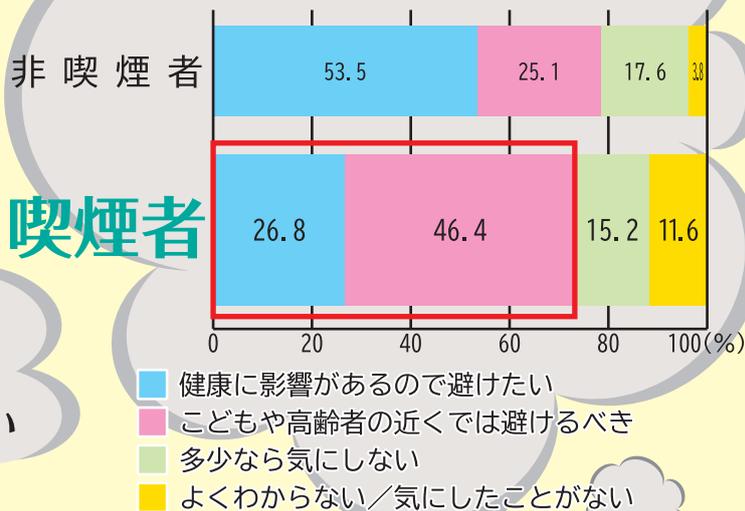


加熱式たばこでも有害

喫煙している妊婦から生まれた赤ちゃんが  
低出生体重児となるリスクは



喫煙者も  
受動喫煙は健康に影響があると  
考えています。



加熱式たばこも紙巻たばこも健康への影響があります。  
望まない受動喫煙のない社会の実現に向けて、  
ご理解とご協力をお願いします。

受動喫煙対策専用サイト(厚生労働省)  
なくそう！望まない受動喫煙。  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



【問合せ先】

富山市保健所  
地域健康課

電話：076-428-1153

